

札幌圏都市計画用途地域の変更（札幌市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（札幌市）

種類	面積 (ha)	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の 後退距離 の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高さの 限度	備考
第一種低層 住居専用地域 小計	約 6,821 約 1,358 約 8,179	8/10 以下 8/10 以下	4/10 以下 5/10 以下	1.0 m ^{※1} 1.0 m ^{※1}	165 m ^{※2} —	10 m 10 m	27.3% 5.4% 32.7%
第二種低層 住居専用地域	約 474	8/10 以下	5/10 以下	1.0 m ^{※1}	—	10 m	1.9%
第一種中高層 住居専用地域 小計	約 11 約 1,381 約 1,392	15/10 以下 20/10 以下	4/10 以下 6/10 以下	—	—	—	0.0% 5.6% 5.6%
第二種中高層 住居専用地域	約 2,835	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	11.3%
第一種 住居地域 小計	約 4,264 約 2.1 約 4,266	20/10 以下 30/10 以下	6/10 以下 6/10 以下	—	—	—	17.0% 0.0% 17.0%
第二種 住居地域 小計	約 385 約 3.0 約 388	20/10 以下 40/10 以下	6/10 以下 6/10 以下	—	—	—	1.6% 0.0% 1.6%
準住居地域 小計	約 868 約 289 約 1,157	20/10 以下 30/10 以下	6/10 以下 6/10 以下	—	—	—	3.5% 1.1% 4.6%
近隣商業地域 小計	約 1,156 約 1,472 約 2,628	20/10 以下 30/10 以下	8/10 以下 8/10 以下	—	—	—	4.6% 5.9% 10.5%
商業地域 小計	約 541 約 155 約 23 約 110 約 829	40/10 以下 60/10 以下 70/10 以下 80/10 以下	—	—	—	—	2.2% 0.6% 0.1% 0.4% 3.3%
準工業地域 小計	約 2,228 約 35 約 2,263	20/10 以下 30/10 以下	6/10 以下 6/10 以下	—	—	—	8.9% 0.1% 9.0%
工業地域	約 368	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.5%
工業専用地域	約 238	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.0%
合計	約 25,017						100.0%

※1 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路に関する公共事業又は都市計画道路に関する公共事業（以下「道路事業等」という。）の施行による道路境界線の変更により、建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から変更された道路境界線までの距離が 1.0m未満となる建築物又は建築物の部分（以下「建築物等」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、建築物等の外壁等の面から変更された道路境界線までの距離に限り、適用しない。ただし、道路境界線の変更の際、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に違反している建築物を除く。

- 一 道路境界線の変更の際、現に存するもの又は現に建築、修繕、模様替若しくは用途変更の工事中のもの
- 二 工事の着手が道路境界線の変更の後である修繕、模様替又は用途変更の工事を行うもの
- 三 工事の着手が道路境界線の変更の後である増築又は改築に係るものであり、かつ、その部分の外壁等の面から敷地境界線までの距離が 1.0m以上となるもの

2 前項の規定は、平成 28 年 3 月 1 日以降に道路境界線が変更された場合について、適用する。

※2 容積率が 6/10（建築物の敷地が第一種低層住居専用地域（容積率が 8/10 以下かつ建ぺい率が 4/10 以下と定める区域に限る。以下この欄において同じ。）とそれ以外の用途地域にわたる場合においては、6/10 にその敷地の第一種低層住居専用地域内にある部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものと第一種低層住居専用地域以外の各地域内の建築物の容積率の限度にその敷地の当該地域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たもの合計）以下の建築物の敷地には適用しない。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

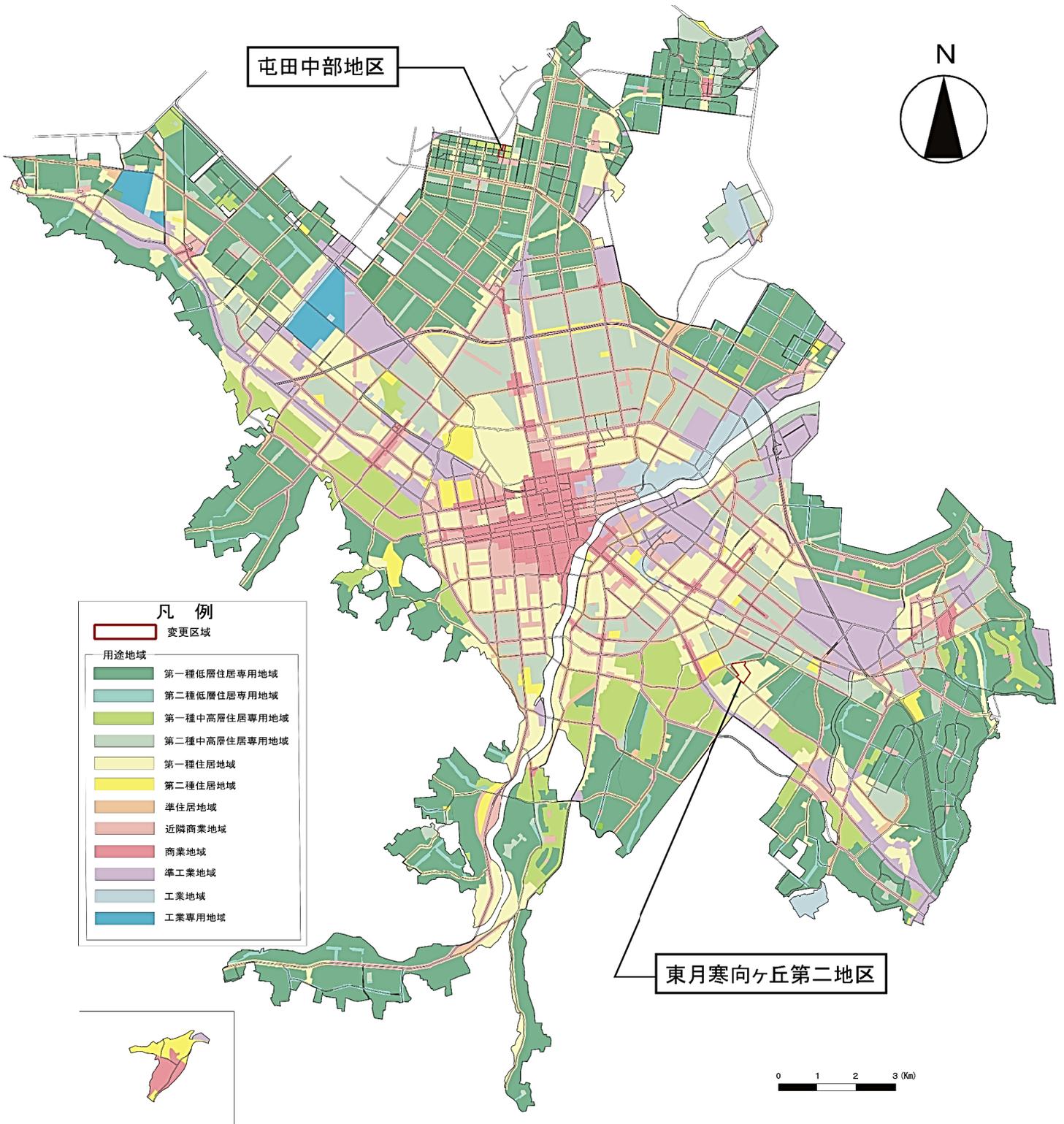
【東月寒向ヶ丘第二地区】

昭和 47 年から道立の公共施設として土地利用がなされてきた区域について、当該施設が閉鎖され、今後の土地利用の方向性が明確化されたことから、公益性が高く周辺の住宅地や自然環境と調和のとれた土地利用を誘導するため、用途地域を変更する。

【屯田中部地区】

都市計画法第 21 条の 2 の規定に基づく提案を受け、郊外住宅地において長期未利用となっている区域について、今日的な土地利用動向の変化に対応し、低層住宅地又は幹線道路沿道としての適切な土地利用の誘導を図るため、用途地域を変更する。

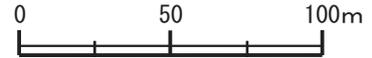
札幌圏都市計画用途地域変更箇所 位置図



用途地域計画図
(屯田中部地区)

S=1/2,500

縮尺



3・2・616 屯田・茨戸通 (33m)

7・5・21 屯田6丁目通 (14m)

200
60

第一種中高層住居
専用地域

7・5・20 防風林南通 (J1m)

200
60

第一種中高層住居
専用地域

80
40

第一種低層住居
専用地域

8・5・26 屯田南環通 (12m)

200
60

第一種住居地域

5.0m

3・4・173 屯田4番通 (20m)

200
80

近隣商業地域

3・4・56 新野通 (20m)

7・5・12 屯田5丁目通 (15m)

凡 例

- 道路等の中心
- 地番界
- 道路等の中心からの距離指定
- 道路中心線または地番界の延長

用途地域区分

	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	近隣商業地域